

# 令和6年度奈良県海外販路拡大プロジェクト事業委託業務 公募型企画提案説明書

- 1 業務名:令和6年度奈良県海外販路拡大プロジェクト事業委託業務
- 2 業務目的:  
県内事業者の商品について、フランスにおいてテストマーケティングを実施することにより、商品のブラッシュアップを図り、今後の販路開拓・拡大に繋げる。
- 3 業務の内容  
別添「業務仕様書」のとおり。
- 4 契約期間  
契約締結の日から令和7年2月28日まで
- 5 委託契約の方法等
  - (1) 契約方法  
随意契約(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号)
  - (2) 契約の相手方  
企画提案を公募し、その内容を審査して最良の提案をした者を特定し、随意契約の相手方の候補とする手続き(公募型企画提案)による。
- 6 委託上限額  
金6,820,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 7 公募型企画提案への参加資格  
次のすべての要件を満たしていること。
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
  - (2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
  - (3) 過去5年間に国又は地方公共団体等と同種類及び同規模以上の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行していること。
  - (4) 国内の事業者にあつては奈良県税を滞納していない者であること。
  - (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
  - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること(更生手続開始の決定を受けた者を除く)。
  - (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - (8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続き開始の申立てをしていない者又は、申立てをなされていない者であること。

## 8 手続き等

### (1) 参加申込書の提出期限、提出先及び提出方法

提出期限 令和6年4月24日(水) 午後5時(必着)

提出先 下記14の問い合わせ先に記載のとおり。

提出方法 郵送(配達を証明できる方法によること。提出期限必着。)

提出物

- ① 参加申込書(様式1) 一部
- ② 企業概要(パンフレット等) 一部
- ③ 法人の履歴事項全部証明書(提出日において発行の日から3箇月以内のもの。)(写し可)一部  
※海外の事業者にあつては、それに類する書類。
- ④ 決算書(直近二期分)(写し)一部
- ⑤ 奈良県税の納税証明書(奈良県に納税義務の生じた県税に滞納がないことが証明された書類をいう。ただし、県内に営業所又は事務所を有しない者にあつては、申請書提出時前の一年間において本店の所在する都道府県に納税義務の生じた事業税の県税の納税証明書をいう。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。)(写し可)一部  
※国内の事業者のみ提出が必要。
- ⑥ 消費税及び地方消費税の納税証明書(所轄税務署長が発行する消費税及び地方消費税について未納の税額がないことが証明された書類をいう。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。)(写し可)一部  
※海外の事業者にあつてはそれに類する書類。  
※ただし③、⑤、⑥の書類については、奈良県「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月27日奈良県告示第425号)」第3条第1項に定める競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、提出する必要はない。  
その場合は奈良県が発行する入札参加資格審査結果通知書を提出。  
(写し)一部
- ⑦ 特約店又は代理店等の証明書(特約店、代理店等の契約を締結している場合は、その証明書もしくは代理店契約書等の写し)  
(写し)一部
- ⑧ 営業許可等の証明(法令の規定による営業上の許可・認可証を有している場合は、その許可、認可証等の写し) (写し)一部
- ⑨ 法人の代表権を有する者が支店等の長に契約に関する権限を委任する場合は、委任状(様式4)及び実印の印鑑証明 原本各一部  
※⑦、⑧、⑨の書類について該当のある場合のみ提出を求める。
- ⑩ 平成31年4月1日から令和6年3月31日までに完了した本件事業と同種類及び同規模以上の元請け事業の契約書  
(写し)一部
- ⑪ 誓約書(様式5) 一部

### (2) 企画提案にかかる質問及び回答

受付期間 令和6年4月11日(木)~令和6年4月18日(木) 正午まで

質問方法 質問票(様式3)により、FAXによること。

質問先 下記14の問い合わせ先に記載のとおり。

回答方法 経営支援課のホームページに回答を掲載し、参加企業宛メールにて通知する。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び提出方法

提出期限 令和6年5月7日(火) 午後5時(必着)

提出先 下記14の問い合わせ先に記載のとおり。

提出方法 郵送(配達を証明できる方法によること。提出期限必着。)

提出物 ① 企画提案書(様式2) 正本一部、副本七部

② 企画提案書(内容) 正本一部、副本七部

③ 価格見積書 正本一部、副本七部

※正本1部には事業者(会社)名を記載し、副本7部には事業者(会社)名、ロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

## 9 審査の方法

(1) 参加資格を有する事業者から提出された企画提案を、令和6年度奈良県海外販路拡大プロジェクト事業委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が別記評価基準に基づき審査し、最も優秀な提案を行った事業者を特定し、契約の相手方の候補(以下「被特定者」という。)とする。

※審査委員の合計点を集計し、最高点のものを被特定者とする。ただし、全委員の評価点数の合計の平均点が6割に満たない場合は被特定者とししない。また、提案者が1者の場合全委員の評価点数の合計の平均点が6割以上であるか評価し、被特定者を決定する。

(2) 提案者は、選定委員会において、提案の内容についてプレゼンテーションを実施する。なお、選定委員会の開催日程及び開催場所については、提案者に対して後日通知する。

(3) プレゼンテーションについては、日本語を使用するものとする。

(4) プレゼンテーションについては、希望に応じオンラインでの参加を可能とする。

(5) オンラインでの参加を希望する場合は、参加申込書の提出から、企画提案書の提出の締切日までに、後述の問い合わせ先まで申出を行うこと。

(6) 審査委員会には、事業者の名称を伏せて参加すること。

(7) 審査委員会においてのプレゼンテーションは先に提出された提案書のみにより実施すること。

(8) 提案者が五社以上となった場合は、提出があった提案書をもとに第一次審査を実施し、選定委員会へ諮る案件を絞り込むことがある。

(9) 必要に応じて、提案者に対してヒアリングを行うことがある。

## 10 企画提案書の作成について

企画提案書は、業務仕様書も参考に、次の項目に沿って記載のこと。

※企画提案書は日本語及び日本円を用いて作成すること。

### ① 業務遂行能力

・事業の実施方針(事業の全体像、概要について)

・事業の実施体制について

ア 業務の実施スケジュール(業務の全工程を記載)

イ 業務の実施体制(業務責任者、業務担当者、連携体制等を記載)

ウ 現地関係者等との調整。各事業に付随して発生する費用の支払い業務

(フランス国内で発生する諸税を含む。)。通関手続き、商品が購買された場合の事業者への送金等の実務。

- エ 参加事業者のフォローアップ等のための現地窓口体制
- ・過去の同種の業務受託実績とその事業の概要

## ② 企画提案の内容

- ・事前セミナーの実施方針、講師の経歴、概要等
- ・テストマーケティングを実施する実店舗について
  - ア 実店舗設置者と提案者の関係
  - イ 実店舗の立地、面積、コンセプト、利用者属性、来店者数、現地バイヤーとのつながりなど
- ※商品は、生活雑貨、伝統工芸品等を想定。
- ・実店舗におけるテストマーケティングについて
  - ア 商品の選定方法、選定する事業者数・商品数
  - イ 実施方法(実施時期・期間、販売形式、スタッフの体制など)
  - ウ 現地消費者等向けPR・情報発信手法
  - エ 来店者等の反応及び販売データの収集・分析方法
  - オ 出品事業者への助言、説明等の手法、フォローアップの内容
- ・展示会等の視察会
  - ア 実施及び指導方針
  - イ 行程と企画内容
- ・報告会
  - ア 実施内容及び指導方針
  - イ 参加者へフィードバックする情報など

## ③ 見積価格

- ・日本円(税込み額)で表示のこと。
- ・項目毎に経費の内訳がわかるように記載した見積書を提出のこと。

### 1.1 その他留意事項

#### (1) 採否結果の通知

採否については、提案者あて文書により通知する。下記1.4 問い合わせ先 の場所にて、事業者名を伏せた上で令和7年2月28日(金)まで閲覧できる。なお、審査結果に対する一切の異議申し立ては認めない。

#### (2) 参加申込書又は企画提案書が無効となる場合

- (ア) 提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの。
- (イ) 記載すべき事項の全部又は一部について記載がないもの。
- (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (エ) 添付すべき書類の添付がない場合
- (オ) 虚偽の内容が記載されているもの。

#### (3) 提案者の失格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- (ア) 提出書類の提出期限を過ぎたとき。
- (イ) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (ウ) 本企画提案に対して、二以上の提案をしたとき。
- (エ) 本企画提案に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。

- (オ) 本件企画提案に対して、二以上の代理人をしたとき。
  - (カ) 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、金額を訂正した見積もりをしたとき、その他提出書類に虚偽の記載をした場合。
  - (キ) その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。
- (4) 提案後の失格  
提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が失格事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失う。また該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行う。
- (5) 提案の辞退  
提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに下記14まで連絡するとともに、辞退届(様式6)により届け出ること。
- (6) 再委託の禁止  
特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ奈良県の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (7) その他
- (ア) 本件公募型企画提案への参加にかかり生ずる費用は、提案者の負担とする。
  - (イ) 提出のあった参加申込書及び企画提案書は返却しない。
  - (ウ) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の提出、追加訂正、差し替えは一切認めない。
  - (エ) 提出のあった企画提案書は、本件公募型企画提案の審査のためにのみ使用するものとし、他の目的では使用しない。
  - (オ) 委託業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本とし、奈良県と被特定者が協議して決定する。
  - (カ) 被特定者と奈良県契約規則等に基づき、前記(オ)の協議を経て、提案のあった見積価格の範囲内で委託契約を締結する。
  - (キ) 委託費の支払いについては、日本円にて行う。

## 1.2 契約の締結

審査の結果、選定された最優秀提案者と契約額、業務中止時の出来高払い等の協議を行い、協議が整った場合に、業務委託契約を締結する。

契約額は、提案された見積書を参考に、最優秀提案者との協議により実施する業務仕様を確定した後に決定するものとし、契約に際しては再度見積書を提出すること。

なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった者を受託候補者として、同様の手続きを行うこととする。

ただし、次点の者について、全委員の評価点数の合計の平均点が6割に満たない場合は、上記手続きは行わない。

※契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、奈良県契約規則第19条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

## 1.3 契約の不締結

被特定者と契約締結までの間に、被特定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 被特定者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。))、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)

の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員であるとき。

- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 被特定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 被特定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、被特定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

#### 1.4 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町 30

奈良県 産業部 経営支援課

「令和6年度奈良県海外販路拡大プロジェクト事業委託業務」係 あて

電話番号 0742-27-8131 FAX 番号 0742-23-1396

ホームページ URL <https://www.pref.nara.jp/32068.htm>

以 上